

(答申第151号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非公開決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求等

(1) 公文書公開請求

審査請求人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成28年8月24日付けで実施機関に対し、次のとおり公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(2) 本件公開請求の内容

八百津町が2017年（平成29年）のユネスコ世界記憶遺産登録に向けて日本ユネスコ国内委員会に申請（平成27年5月）した、「杉原リスト」に関して、御庁が保有する資料として

- ・申請物件中の「杉原千畝自筆によるビザ発給に関する手記2点」の写し
- ・出生地「武儀郡上有知町」を記載した千畝の戸籍の写し
- ・千畝の生誕地について「武儀郡上有知町」を「八百津町…」と千畝本人の訂正が行われている原稿段階の「自筆手記」の写し

2 実施機関の決定等

(1) 対象公文書の特定

実施機関は、本件公開請求の対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）として、次の4件を特定した。

- ① 日本通過ビザ発給に至った場面のみを記述した一枚ものの自筆手記の写し（以下「対象公文書①」という。）
- ② 「猶太人4,700人を救った杉原領事の決断」と題された自筆長文手記の写し（以下「対象公文書②」という。）
- ③ 杉原千畝の戸籍の写し（以下「対象公文書③」という。）
- ④ 「武儀郡上有知町・・・」が「加茂郡八百津町の」と訂正されている自筆手記の写し（以下「対象公文書④」という。）

(2) 実施機関の決定

実施機関は、本件対象公文書に記載された情報は、条例第6条第1号及び第6号に該当するとして、公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成28年9月7日付け国際第106号により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として平成28年9月15日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し

て審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第18条第1項の規定に基づき、平成28年12月1日付け清政第662号で、本件審査請求について、岐阜県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件対象公文書の公開を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 条例第6条第1号ただし書イ（慣行公情報）該当性について

ア 対象公文書①及び対象公文書②については、それそのものが実施機関らが、我が国が加盟する国際連合の機関であるユネスコに対して、「世界の記憶」（研究者や一般人に広く公開することを目的）に登録しようとしている文献であることから、条例第6条第1号の例外規定であるただし書イ「慣行公情報」に該当する。

また、対象公文書③及び対象公文書④は、「世界の記憶」登録の申請物件に関連し、対象公文書①及び対象公文書②に準ずる文書であるから、対象公文書①及び対象公文書②と同様に公開すべきである。

イ 対象公文書①ないし対象公文書④については、その内容が書籍に掲載され、その情報がインターネット百科事典ウィキペディアに掲載され、テレビにおいて報道されている事実において、条例第6条第1号ただし書イ「慣行として公にされている情報」に該当する。

ウ 対象公文書③について、審査請求人は、戸籍の交付請求手続きをしているのではないから、戸籍法を根拠にする実施機関の主張は、失当である。

(2) 条例第6条第1号ただし書ロ（公務員の職務遂行情報）該当性について

杉原千畝氏が「外交官」であった点において、本件対象公文書を公開することにより、該当個人（杉原千畝氏など戸籍に記載されている個人全員）の権利利益を害するおそれがなく、条例第6条第1号の例外規定であるただし書ロ「公務員等の職務遂行情報」に該当する。

(3) 条例第6条第6号（事務事業情報）該当性について

ア 非公開処分とすること自体が、「研究者や一般人に広く公開すること」という「世界の記憶」事業の目的と著しく乖離し、「事務又は事業の適正な遂行」から「本末転倒」も甚だしく、矛盾しており、条例第6条第6号に該当しない。

イ また、私が保有する資料によれば、対象公文書①及び対象公文書②については「杉原千畝氏の手記」ではなく同氏の筆跡に似せて捏造された文書であり、同氏の「出生地」に至っては、対象公文書③及び対象公文書④のとおり、八百津町ではない。

ウ むしろ、対象公文書①及び対象公文書②のような偽物を世界遺産に登録

して公開し、本当の手記である対象公文書④を秘匿し、対象公文書③を隠して八百津町が出生地であると偽ることの方が、杉原千畝氏にまつわるパブリシティーへの著しい毀損である。

エ また、実施機関が主張する「所有者」は、先の東京地裁での遺言無効確認請求事件の判決文などからして、正当な所有者ではない。

(4) 条例第8条（裁量的公開）該当性について

ア 対象公文書①と対象公文書②が本物か偽物か、杉原千畝氏の出生地が「上有知町」なのか八百津町なのか、真実が分からないままに、取り下げせず、申請を正すこともせず、ユネスコ登録が行われたことになれば、それは、「南京大虐殺文書」、「従軍慰安婦記録」の「世界の記憶」への登録をめぐって中国、韓国にとってきた「真実が分からぬまま。手続おかしい。」との登録物件の信憑性や審査のずさんさに異議を唱える立場にある日本政府の姿勢・立場を打ち崩しかねない最高レベルの「公益性」（条例第8条）をもった「スキャンダル」なのである。

そして、本件対象公文書の情報を公開することは、「世界の記憶」登録前に真偽を明らかにして、国民・県民の利益を害する八百津町のずさんな申請手続きを改めさせるという最高レベルの「公益性」がある。

杉原リストの信憑性や杉原千畝氏の出生地に疑義が残るまま、ユネスコに「世界の記憶」として登録されて、それをあざ笑うのは、日本と歴史認識などで「利害対立」のある近隣諸国であり、国際的信用を落とすのは日本なのである。

イ 本件対象公文書を非公開にして、「世界の記憶」登録の審査を通過し、「世界の記憶」登録後に、その不正が明らかになるよりも、むしろ、登録前に公開されて、その真正性について明らかになる方が、国民・県民の「公益」（条例第8条）に資するものである。

県は、八百津町に対し、「世界の記憶」登録前に手記2点の登録申請を取り下げさせ、出生地を美濃市であると正させることを促すべきである。

ウ 小さな間違いを検証することで大きな間違いが見つかってくることがあり、本件においても、出身地の疑義から調べて行ったところ、生誕の秘密が明らかになったものである。

やはり、真実の方が歴史としても美しいし、良いものだと思う。

もちろん、杉原千畝氏が多くのユダヤ人を救った功績は、当時の状況から見てもすばらしいものである。また、救われた人の子孫は、世界で活躍されている。

こうした杉原千畝氏の顕彰は、真実が検証された上で進められるべきである。

第4 実施機関の主張

1 趣旨

本件審査請求を認容しない旨の答申を求める。

2 本件処分の理由

実施機関が主張する本件処分の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 条例第6条第1号ただし書イ（慣行公情報）該当性について

ア 対象公文書①、対象公文書②及び対象公文書④については、執筆者の内心や家族・生活の状況など、個人に関する情報が記載されており、非公開とすべき「個人情報（条例第6条第1号）」に該当する。

ユネスコ「世界の記憶」とは、世界の重要な記録遺産の保護と振興を目的としたユネスコの事業であるが、対象公文書①及び対象公文書②については、処分時点では「世界の記憶」に登録されておらず、また、どのように公表していくかも決まっていない。

また、対象公文書①及び対象公文書②については、その後、申請物件から取り下げられている。

さらに、対象公文書③及び対象公文書④については、当初から「世界の記憶」の申請物件ではなく、公にすることは予定されていない。

イ 「慣行として公にされている」とは、「現在、何人も知り得る状態におかれている」ことをいい、マスコミ報道等により明らかにされたことのある個人情報であっても、そのことをもって直ちに「慣行として公にされている」とは言えない。

対象公文書①及び対象公文書②の内容は書籍に掲載されているが、推こうを重ねた跡が確認できる点において、そのすべてが公にされているとは言えない。

ウ また、対象公文書③については、戸籍の写しであり、杉原千畝氏の氏名、本籍、家族、出生など、個人に関する情報が記載されている。

戸籍謄本の交付請求ができる者は、本人、配偶者、直系尊属、直系卑属等に限定されている（戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条及び第10条の2）ことから、これらの記載事項は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えない。

(2) 条例第6条第1号ただし書ロ（公務員の職務遂行情報）該当性について

対象公文書①、対象公文書②及び対象公文書④については、外交官であった杉原千畝氏が、退官後に自身の人生体験を回想して執筆したものであり、私文書として作成されたものである。その内容に外交官時代の情報が含まれているとしても、条例により公開すべきとされる「公務員の職務遂行情報」には該当しない。

また、対象公文書③に記載される情報が「公務員の職務遂行情報」に該当しないことは、明らかである。

(3) 条例第6条第6号（事務事業情報）該当性について

県は、八百津町が申請している「杉原リスト」の「世界の記憶」への登録を支援している。

本件対象公文書は、この「世界の記憶」への登録を推進するため、八百津町から実施機関に提供されたものであり、その内容は、県の機関が行う事務又は事業に関する情報に該当する。

対象公文書①及び対象公文書②については、「世界の記憶」登録に係る事務の協力者であり、手記の原本を所有・管理する者（以下「所有者等」という。）から、「世界の記憶」に登録されるまで公表しない意思を確認しており、対象公文書③及び対象公文書④についても、所有者等から、本件公開請求に対しても公開しないよう求められている。

県が所有者等の意思に反して本件対象公文書を公開した場合には、その者との信頼関係が損なわれ、「世界の記憶」の登録やその後の各種事業実施に当たり協力が得られなくなるなど、県及び八百津町の事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件対象公文書に記載されている情報は、非公開とするべき「事務事業情報（条例第6条第6号）」に該当する。

(4) 条例第8条（裁量的公開）該当性について

本条は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記載されている場合であっても、実施機関が公益上特に必要であると認めるときは、当該公文書を公開することができる旨を定めたものである。ここでいう「公益上特に必要がある」と認めるときとは、条例第6条各号の規定に該当する非公開情報であるが、実施機関の高度の行政的な判断によりこれを公開することに、その情報を非公開とすることで保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を意味するものである。

しかし、「世界の記憶」の登録については、その審査主体であるユネスコにおいて判断されるものであることに加え、審査請求人の主張は抽象的なものにとどまり、本条の裁量的公開の是非を検討する上で必要となる保護すべき利益を上回る公益上の必要性を示すものとはいえない。

したがって、本件対象公文書に記載された情報を非公開とすることにより保護すべき利益を上回る公益上の必要性があるとは認められず、条例第8条の「公益上の理由による裁量的公開」をすることができる場合には該当しない。

第5 審査会の判断

審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 対象公文書の特定について

実施機関は、本件公開請求に係る対象公文書として、前記「第2 諮問事案の概要」のうち、「2 実施機関の決定等（1）対象公文書の特定」に記載のとおり特定した。

この点について、審査請求人は特段不服を述べておらず、本件対象公文書の特定は妥当と認められる。

2 本件処分の妥当性について

(1) 条例第6条第1号ただし書イ（慣行公情報）該当性について

ア 条例第6条第1号ただし書イ（慣行公情報）の趣旨

「慣行として」とは、慣習（社会生活の中で反復して行われ、ある程度まで人の行動を拘束するようになった一種の社会規範をいう。以下同じ。）

として「公にされ、又は公にすることが予定されている」ことを意味する。慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として「公にされ、又は公にすることが予定されている」ことで足りる。

しかし、当該個人情報又はこれと同種の個人情報が公にされたことがあったとしても、それが個別的又は一時的な事例にとどまる限り、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には当たらない。

また、マスコミ報道等により明らかにされたことのある個人情報であっても、そのことをもって直ちに「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」となるわけではない。マスコミ報道等により個人情報が流過程に置かれるということと、行政機関が公文書を公開することにより個人情報を公開するということでは、当該情報の信用性、意義、評価において大きく異なる場合があり得る。

なお、同号ただし書イの「公にされ」とは、当該情報が現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知（周知）の事実である必要はないことを意味するものである。

イ 条例第6条第1号ただし書イ（慣行公情報）該当性

(ア) 本件対象公文書のうち、対象公文書①、対象公文書②及び対象公文書④は、杉原千畝氏の手記であり、個人の心情や修正の状況などが記載されている。また、対象公文書③は、杉原千畝氏に係る戸籍の写しであり、本籍、氏名、生年月日等が記載されている。

これらの情報が個人情報に該当することは明らかであり、本件対象公文書に記載された情報は、条例第6条第1号本文に該当する。

(イ) また、本件対象公文書に記載された情報が、条例第6条第1号ただし書イのうち、「法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に当たらないことについては、当事者間に争いがなく、公にすべきとする法令等の存在も認められない。

(ウ) 次に、審査請求人は、「対象公文書①及び対象公文書②については、実施機関らが研究者や一般人に広く公開することを目的とするユネスコ「世界の記憶」に登録しようとしている文献であり、対象公文書③及び対象公文書④もこれらに準ずる文書であることから、「慣行公情報」に該当し、公開すべきである。」と主張する。

しかし、審査会が実施機関から聴取したところによれば、「対象公文書①及び対象公文書②については、処分時点では「世界の記憶」に登録されておらず、また、どのように公表していくかも決まっていない。」ということであり、その後、対象公文書①及び対象公文書②が申請物件から取り下げられていることからしても、本件対象公文書に記載された情報について、本件処分時点で公にすることが予定されていた情報に該当するとまでは認められない。

(エ) また、審査請求人は、本件対象公文書の内容が書籍に掲載されている

ことや、画像がインターネット百科事典ウィキペディアに掲載されていることなどをもって、条例第6条第1号ただし書イの慣行公情報に該当すると主張する。

そして、対象公文書①及び対象公文書②の内容が書籍に掲載されている点については、実施機関も認めているところである。

しかし、審査会が実施機関から聴取し、対象公文書①及び対象公文書②を見分したところによれば、対象公文書①及び対象公文書②は手書きである上、その内容は修正された状態であることが認められることから、修正後の内容が書籍に掲載されているからといって、対象公文書①及び対象公文書②に記載された情報そのものが公にされているとは言えない。(オ) なお、審査請求人が提出した資料によれば、手記や戸籍の写しの画像がテレビ報道されたことやインターネット百科事典ウィキペディアに掲載されていることは事実であると認められるが、本件対象公文書と報道等されたものが同一であるとは確認できず、この点からも、審査請求人がいうように、報道等があったことをもって直ちに「公にされている情報」に該当するとまでは認められない。

したがって、本件対象公文書に記載された情報は、条例第6条第1号ただし書イには該当しない。

(2) 条例第6条第1号ただし書ロ（公務員の職務遂行情報）該当性について

ア 条例第6条第1号ただし書ロ（公務員の職務遂行情報）の趣旨

公務員の職務の遂行に係る情報とは、公務員等が、県、国、他の地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人の機関の一員として、その担当する職務を遂行する場合における当該活動に係る情報をいう。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

また、本規定は、具体的な職務の遂行と直接の関連性を有する情報を対象としており、例えば、出張・研修等は職務の遂行に係る情報であるが、人事管理上保有する個々の職員の健康情報、休暇情報等は、職務の遂行を離れた職員の私事に属する情報であって、「職務の遂行に係る情報」には該当しない。

イ 条例第6条第1号ただし書ロ（公務員の職務遂行情報）該当性

上記（1）イのとおり、本件対象公文書に記載された情報は、条例第6条第1号本文の個人情報に該当する。

審査請求人は、杉原千畝氏が外交官であったことから、本件対象公文書に記載された情報は公務員の職務遂行の内容であり、その他個人の権利利益を害するおそれもないから、公開すべきである旨主張する。

しかし、審査会が実施機関から聴取し、対象公文書①、対象公文書②及び対象公文書④を見分したところによれば、これらの手記に記載された情報は、外交官であった杉原千畝氏が、退官後に自身の人生体験を回想して執筆したものであると認められる。

その性質は、職務遂行情報を記録した公文書として作成されたものとは認められず、あくまでも個人の内心が表現されたものにとどまるものであることから、その内容の一部に外交官時代を振り返って記載した情報が含まれているとしても、条例により公開すべきとされる「公務員の職務遂行情報」には該当しない。

また、対象公文書③に記載された情報が「公務員の職務遂行情報」に該当しないことは、明らかである。

したがって、本件対象公文書に記載された情報は、条例第6条第1号ただし書口には、該当しない。

(3) 条例第6条第6号（事務事業情報）該当性について

ア 条例第6条第6号（事務事業情報）の趣旨

本号は、県の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれなどがあるものを、非公開情報として規定している。

同号の趣旨は、県の機関又は国等が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるべきものであるが、当該事務事業に関する情報の中には、公開することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、当該情報は非公開とすることを定めたものである。

イ 条例第6条第6号（事務事業情報）該当性

審査請求人は、杉原千畝氏の出生地について疑義があり、本件対象公文書を公開して真実を明らかにすることが事務事業の適正な遂行に資する旨主張している。

審査会が実施機関から聴取したところによれば、著しい支障の内容は、「世界の記憶登録申請及びその支援事務に関し、本件対象公文書を公開した場合、所有者等との信頼関係が損なわれ、世界の記憶の登録やその後の各種事業実施に当たり協力を得られなくなるなど、県等の事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。」というものである。

杉原千畝氏の功績については、審査請求人自身も否定しておらず、そうした功績の顕彰事業が行われること自体を否定するものではないと考えられるところ、現に関係資料を保有する所有者等の協力なしに八百津町と県のみで登録に向けた事務やその後の顕彰事業等を進めることは不可能であると認められ、その意思に反して公開した場合、当該者との信頼関係を損ない、「世界の記憶」登録に向けた事務やその後の各種事業等の遂行において情報提供や協力が得られなくなるなど当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。

上記のほか、審査請求人は、実施機関が主張する手記の所有者は正当な所有者ではないと主張する。

しかし、審査会が、本件処分 of 妥当性について判断するに当たっては、処分時を基準時として、対象公文書に記載されている情報が条例の非公開事由

に該当するかどうかを審査・判断するものであって、別件訴訟において本件処分後になされた手記の所有者に係る判断が、審査会の上記判断を左右するものではない。

したがって、本件対象公文書に記載された情報は、条例第6条第6号に該当する。

(4) 条例第8条（裁量的公開）該当性について

ア 条例第8条（裁量的公開）の趣旨

本条は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、非公開情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合には、実施機関の高度な行政的判断により公開することができることを定めたものである。

これは、条例第6条各号の非公開情報の規定に該当する情報であるが、実施機関の高度の行政的な判断により、公開することに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を意味する。

また、条例第6条各号の非公開情報該当性の判断に当たっては、個人情報（第1号）及び法人等に関する情報（第3号）のように、個人を識別できる情報や法人の正当な利益を害するおそれがあっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要である場合には、公開をしなければならない（個人情報については第1号ただし書ハ、法人等に関する情報については第3号ただし書）。

このほか、審議・検討等情報（第5号）においては、例えば、率直な意見交換を「不当に」損なうおそれなければ公開することとなり、事務事業情報（第6号）についても、「適正な遂行」に著しい支障を及ぼすおそれなければ、公開することとなる。

以上のように、条例第6条各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を公開することの公益上の必要性との比較衡量が行われる場合があるが、本条では、条例第6条の規定を適用した場合に非公開となる場合であっても、なお公開することに公益上の必要性があると認められる場合には、公開することができるものとするものである。

なお、本条による公文書の公開をしなかった場合において、当該判断が著しく公平を欠くなど、与えられた裁量権を逸脱し、又は濫用するものではない限り、違法となるものではない。

イ 条例第8条（裁量的公開）該当性

本条該当性の判断要件は、上記アのとおり、非公開情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められるかどうか、実施機関の裁量的判断により公開するかどうかの2点である。

そして、この場合、実施機関には広い裁量権が与えられており、これを逸脱し、又は濫用するものでない限り、違法となるものではない。

これらの点について、審査請求人は、手記の真正性と杉原千畝氏の出生地に係る疑義があり、本件対象公文書を公開し、真実を明らかにすることには公益性があることから、本件対象公文書に条例第6条第1号及び第6

号の非公開情報を含むとしても、条例第8条を適用して本件対象公文書を公開すべきである旨主張している。

しかし、実施機関が自ら本件対象公文書と同一のものについて、本条を適用して公開決定したことがあるなど著しく公平を欠くような事実は認められず、また、審査請求人の主張も単に公益性があると述べるにとどまり、与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用するものかどうかについては具体的に示していない。

こうした事情のもとにおいては、本条を適用して公開しなかった実施機関の判断が、与えられた裁量権を逸脱し、又は濫用するものとは認められない。

したがって、本件対象公文書に記載された情報について、本条を適用して公開すべきものとは認められない。

3 結論

以上により、本件対象公文書に記載された情報は、条例第6条第1号本文及び第6号に該当し、同条第1号ただし書イ又はロのいずれにも該当しない。

また、本件対象公文書に記載された情報について、条例第8条を適用して公開すべきものとは認められない。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
平成28年12月1日	実施機関から諮問を受けた。
平成28年12月6日	実施機関から弁明書（写し）を受領した。
平成29年1月4日	実施機関から反論書（写し）を受領した。
平成29年2月8日	実施機関から意見書を受領した。
平成29年11月28日	実施機関から反論補充書（写し）を受領した。
平成30年1月12日	実施機関から反論補充書（写し）を受領した。
平成30年1月16日 （第152回審査会）	諮問事案の審議を行った。
平成30年2月20日 （第153回審査会）	審査請求人及び実施機関から口頭意見陳述を受けた。 諮問事案の審議を行った。
平成30年2月20日	審査請求人から資料を受領した。
平成30年2月22日	実施機関に資料を送付した。
平成30年3月27日 （第154回審査会）	諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役職名	氏名	職業等	備考
	川田 智子	行政書士	
会長	栗山 知	弁護士	
	下條 芳明	朝日大学法学部教授	
	松浦 好子	岐阜県商工会女性部連合会	
	和田 恵	弁護士	

(五十音順)